

6月23日（火）  
（第2日）

## 令和2年第2回高森町議会定例会（第2号）

令和2年6月23日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

- 日程第 1 地方再生特別委員会からの報告について
- 日程第 2 議案第50号 令和2年度高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
4 番	牛嶋 津世志	高森町組織規則	組織規則第3条の2 監を新設 (平成24年) 監の役割は
		指導監とは  社協会長	規則では、監は課長職とするとあるが課長ではいけなかったのか。  町長が会長に復帰された理由は
1 番	後藤 巖	空き家の解体  空き家対策  空き地の対策	解体が出来る理由  移住・定住者への補助金は  町への寄付譲渡 空地の利用計画
		遠隔授業について	今般コロナ禍の中で行われた遠隔授業の方法  生徒、保護者、先生の感想はどの様なものであったか。  今後の展開
		南阿蘇鉄道の現況について	復旧に向けた現在の進捗状況  接続強化に向けた取組、協議等を伺う

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	後藤 巖 君	2 番	津留 智幸 君
3 番	後藤 清治 君	4 番	牛嶋 津世志 君
5 番	後藤 三治 君	6 番	芹口 誓彰 君
7 番	立山 広滋 君	8 番	本田 生一 君
9 番	田上 更生 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(7名)

町 長	草村 大成 君	副 町 長	服部 信一郎 君
教 育 長	佐藤 増夫 君	総 務 課 長	東 幸祐 君
健 康 推 進 課 長	岩下 雅広 君	政策推進課兼TPC事務局長	今吉 輝子 さん
教育委員会事務局長	馬原 恵介 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	村嶋 立章 君	議 会 事 務 局 主 査	衛 藤 千 佳 さん
-------------	---------	---------------	------------

開会 10時00分

○議長(後藤三治君)おはようございます。これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って、議事を進めたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

-----○-----

### 日程第1 地方再生特別委員会からの報告について

○議長(後藤三治君)日程第1、地方再生特別委員会からの報告についてを議題とします。

昨日定例会後に開催された地方再生特別委員会の報告をお願いいたします。

8番、本田生一君。

○地方創生特別委員長(本田生一君)おはようございます。8番、本田です。

地方再生特別委員会の報告を申し上げます。昨日本会議終了後に特別委員会を開催いたしました。まず初めに田上議員司会のもとに、委員長及び副委員長の選任について協議をしましたところ、微力でありますけれども私が委員長に選任をされ、副委員長には総務文教常任委員会からということで、7番立山広滋議員が選任をされております。御報告を申し上げます。

この委員会の目的につきましては、新型コロナウイルスの自粛生活を余儀なくされ、農林業、商工業、飲食店及び宿泊施設等の各産業を支援し、早急な金融支援、さらに感染が拡大されることも想定されることから、安心安全な町民の生活を確保するための様々な対策を講じる必要がある。このようなことから、行政及び議会が連携を図り、取り組みを進めるために、本委員会が設置をなされました。

しかし、この委員会だけの対応では厳しいこともあるかと思っておりますけれども、そのときには議長さん、議運の委員長さん方もいらっしゃいますので、相談をしながら進めてまいりたいと思いますので、皆さん方の御協力よろしくお願いを申し上げます。

昨日町長さんのほうから補正予算等について報告がございましたけれども、九州北部豪

雨災害、熊本地震からの復旧・復興についての明るい兆しの中での今回のコロナの問題、国内だけでなく世界中が大変な状況の中にあるわけでありませけれども、国内では少しずつ終息に向かいつつあります。しかし、まだまだ予断を許さないような状況でありますけれども、1日も早く終息に向かうことを願っております。

なお今後の委員会としての具体的な方針及び執行部との連携等につきましては、改めて25日に開催をいたします。地方再生特別委員会において協議することとなりましたので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。以上、報告いたします。

○議長(後藤三治君)以上で、地方再生特別委員会の報告を終わります。

-----○-----

## 日程第2 議案第50号 令和2年度高森町介護保険条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)日程第2、議案第50号、令和2年度高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)おはようございます。議案第50号で追加提案で御提案いただき申し上げます。高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施について、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の要件の明確化及び減免対象期間中の既に徴収した保険料について遡って減免を行う場合に対応する申請期間の特例を定めるものでございます。

昨日議案第40号で御提案させていただきました同条例の一部改正とは別に、追加で提案させていただくことになりました理由につきましては、7月の介護保険料本算定に向けて規則改正で対応するところで準備を進めておりましたが、県に協議検討した結果、申請期間の特例においては条例で定めることが望ましいとの見解に至りまして、今回追加で議案

提出をさせていただくことになりました。

なお、減免分の保険料につきましては、全額国からの財政支援措置対象となります。以上一般質問前の貴重なお時間をいただきまして、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。町長のほうにお伺いをいたします。

本定例議会においては、新型コロナ関連の様々な条例改正等については専決で時間の急を要するというので処理をされておりました。今回の介護保険条例の一部改正についても、当然付託をされれば産業厚生常任委員会の付託案件でございます。ですから委員長である私がこういう質問をするのはいかがかなと思うわけでございますが、ただ今回は非常に議会の開会前における議案の差替等も非常に多かったです。そして、このように一般質問のある日に追加提案をされるということ、これについて下準備が十分であったかどうかということ。これについて非常に私は不満でございます。

これを見ますと2月1日からということで、3月31日までの間ということになっております。適用についても公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するという。ということは本来3月の議会で提案すべきだったのかもしれませんが、これについては企業等また個人事業者とコロナ対策でやっておる100万200万円の資金関係、これについて遡って昨年と比べて50%以下の収入とかいうようなことがありましたので、これについても各自治体にそういう話が流れてきたのもその後でございますから、3月以降だというふうに考えます。

しかしながら、それ以降だったとしても本定例議会一般質問の日に追加議案されるというこういうふうなことについて、どのようにチェックをされておられたのか、またどのように町長として報告を受けたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)10番佐伯議員の御質問にお答えをいたします。まずもって議会議員の皆様一般質問の日に一部改正についての新しい提案というところでございます。大変申

しわけないというふうに思っております。佐伯議員がおっしゃるように、何の言い訳の余地も私はありません。当然職員としては今議員がおっしゃったように、持続化給付金等々も実は関連もあったということも事実でございますが、だとするならば、この議会定例会の初日に提案すべき案件でございます。

今後この追加議案等がこのように議会議員の皆様、特に産業厚生で本来であるならば議論をするところ、協議をするところもあるというふうに認識をいたしておりますので、以後二度とないようにしっかり教育をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 一般質問

○議長(後藤三治君)日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)おはようございます。4番、牛嶋でございます。

先般からいろいろお話出ておりますコロナウイルスの発生で、行政、議会活動もままならない中、6月議会が開会されました。高森町においては町長指導のもと、職員の皆さんのスピード感ある行動で素晴らしい対応が出来ていると思います。町民に代わりましてお礼を申し上げる次第でございます。コロナ関係の質問は国会中継及び予算会議等見ましても政府の歯切れの悪い答弁が続いているというところでございますが、今回私の質問は4月から

高森町の新体制で始まった高森町役場の職員の職種で、役職で初めて聞く役職がございましたので、ちょっと確認の質問と社会福祉協議会会長に草村町長が復帰をされたということの理由、なぜ復帰をされたかということ。また空き家や倒壊の恐れがある危険建物が多数高森市街地で解体されておりますが、なぜ今解体が始まったのか。この説明を一応町民の皆さんと確認したいと思ひまして、質問をいたします。

この解体におきましては、私の一般質問より早くTPCのこちら町長室で20日土曜日から町長の説明がもう始まっておりますが、より多くの町民の皆さんに伝わるように質問を行いたいと思ひますので、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思ひます。

それでは、令和2年度の高森町人事発表の中で私は初めて聞く役職がございました。課付指導監、この監という言葉が初めて聞きましたので、高森町組織規則をちょっと調べてみますと、平成25年12月議会に提案、改正され、26年4月より運用されているということでございます。高森町組織規則第3条の2、町長が課等の枠にとらわれず、特別な指示により事務処理をすることが有効であると認める場合は監を置くことができるということでございます。これは草村町長が1期目に改正されたものですが、どういう思いで新たに監という役職を設置されたのか。今まで2名の方に任命されたと伺っております。議会にも一応提案され、承認されてはいますが、私を含め新しい議員は多分初めて聞く役職と思ひますので。また26年度以降に入庁した職員もこれは初めて聞く役職ではないかと思ひますので。今一度御説明をお願いしたいと思ひます。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)まず牛嶋議員の御質問にお答えする前に、逆に私のほうから反問させていただきます。まず議員の質問は、議会運営委員会を通過しての質問という認識でよろしいでしょうか。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)議会運営委員会には上げておりません。私はこういう質問分からないということで、一応確認をしようということで、質問の通告は一応報告してありますが、運営委員会での協議はしておりません。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)議会運営委員会に一般質問の質問を提示してないということよろしいでしょうか。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)質問の内容は通告書の中に入れてありますので、一応議会運営委員会の中では通知をしていると思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)では御質問に答える前段で、議会運営委員会に参加されてる議員の皆様がこの質問をよく御理解された上でここに提案なされてるという認識でお答えをさせていただきます。

まず議員、私任免権と地方自治法で認められてる任免権及び職員の指揮監督権、地方自治法第154条、総合調整権地方自治法138条、事務組織権地方自治法155条、これをもって町長就任後1期目のときに監の設置を行ったということでございます。まず平成25年12月に改正をし、議会の承認の上で26年4月から運用を議員がおっしゃるように開始したというところでございます。それ以降議員がおっしゃる中で、一つちょっと御認識が違うのではないかなと思うところがございます。まず26年以降の入庁された職員さんは、26年以降に現在まで2名の指導監を任命いたしました。総務課長を務められた方が1名ともう1名が現職の健康推進課長さんは確か平成30年ぐらいだったと思いますが、任命をしたところでございます。

じゃあその役割というのは先ほど議員がおっしゃったとおりで、少ないお言葉の中にそこは入ってたかなと思いますが、あえて私は詳しく説明をさせていただきます。まず1期目に当選後に約10数カ所の地域説明会、政策説明会を開催いたしました。そのときに使った資料がここにあります。これは当時の資料でございます。私が町長に就任した後、一番にこれまでの高森町役場がおかしく思わなかったことはいささかどうなんだろうというところで、住民の皆様がこの資料を提案させていただきました。提示させていただきました。これは平成24年の資料です。そして50代が約31名、40代が8名、当時私43歳でございました。私43か4だったん

ですが、40代がほとんどいなくて、50代の後半の方ばかりがいらっしゃってる。つまり組織運営の中で、経営学のいろは、組織学のいろは、これ民間ではいろはなんですが、こういう年齢構成の職員採用を続けてきた高森町役場はいささかどういことなんだろうというところを、町長として切に思ったところでございます。当時の先輩議員さんたちにもお聞きいたしました。そういう中でこれは当時の改善策です。デメリットも書いてます。世代間の事務継承が停滞すると。他自治体との行政力の格差が拡大すると。改善策として専門職の短期雇用、他団体との人材交流、他自治体との交流連携情報共有、縦割り行政を破ると。それをやらないと将来10年後の高森町役場は大変厳しくなりますよというところを伝えてきたところでございます。

当時私覚えています、議員の御地元である南在の公民館で政策説明会を行ったときに、町民の方からアドバイスをいただきました。アドバイスの前に怒られました。そのとおりでございます。これを実は説明したときにこういうふうに言われました。町長、これはよく分かります。分かるが、あなた町民に向かって将来大変ですよなんか言う町長でどうするんだと。しっかり改善策をやるべきだろうと。改善策を私たちに示していただきたいということを言われました。人生の大先輩の方がおっしゃいました。まさにおっしゃるとおりだなということで、1発目にすぐ行ったことが県や国との人事交流、それと同時に高森町組織規則で監を設置したわけでございます。

人事交流におかれましては、偶然私の隣に座られてる服部副町長が当時県のほうから来ていただきました。そして高森町の職員を県に交流させると、一方で来ていただくだけではなくて交流させるんだということを、熊本県と国の各省庁と順次順次やってきて、現在に至るところでございます。このいびつな職員構成、このことをやはりしっかり将来町民の方から御指摘いただいたように、やはり改善していく役目は私の役目ですので、ですから地方自治法でこれだけの権限が与えられておりますので、そこをしっかりとらさせていただきます。ちなみにこれは今先ほど作ってきたんですが、令和2年、3年、50代の職員さん、行政職です。約9名しかいらっしゃいません。東総務課長さんたちの世代が先ほどお聞きしたところでは4名、5名ですかね。45名抜けられます。そうなると4人しか50代がないんです。40代も若い人ばかりで

す。ですから昨日の議会初日で見ただけですように、例えば今財政の係長を務めている木村さんだったり、芹口さんだったり、もしくは今でいう課長の岩下さん今吉さんのように、40代でも一部の方、そしてほぼ30代の課長補佐さんがもうどんどん出てくるのではないかなと。つまり40代の方は約13年から1番長い人で18年ぐらい課長をやらなければいけないことになってきます。ですから採用試験も社会人枠という試験を作りまして、町長が何か試験もなしに入れるのではなくて、それを認めるのではなくて、短期の職員ではなくて、しっかり試験センターを経て合格してくれる人、そういう専門職の方をこれまでも登用してきたところでございます。

今回監の役割はというところが質問の1番大事なところでございますが、そこは私が持っている地方自治法で謳われている権限を持って監を置いたと。その中でなぜそれをやったかというところは先ほど申し上げますように、平成24年度からのこのような問題を解決するため、将来の高森町役場行政をしっかりと動かすために、平成25年12月に議会に改正をお願いをしたというところでございます。以上です。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)大体おかげで内容が分かりましたので、年代別の職員等の関係におきましては、議会のほうも早くから分かっておりますので、そこあたりの問題点は我々もどうしたものかと思っているところでございましたので、そういうところを指導なり、後継者育成で置かれたということで分かりましたので、次に進めたいと思います。

ちょっと、一つ町長にお願いがございまして、今の資料を事務局でもいいからお渡しいただきたいと。後でまた申し込みいたしますので、よろしければ今の資料を後でいただきたいと思っております。

続きまして、今の指導監におかれまして、監は組織規則第3条の2では監は課長職とするとありますので、同等の立場であれば指導課長とかそういう立場でもよかったのではないかと思います、そのあたりの何か理由がありましたら答弁をお願いします。

○議長(後藤三治君)町長 草村大成君。

○町長(草村大成君)議員の御質問にお答えをいたします。質問の趣旨がちょっとよく分からな

いところがございますが、議員のおっしゃりたいのは指導課長でも良かったんじゃないかというところでしょうか。逆に言うと監じゃなぜいけないのかというふうにもなりますので、課長を置くと。ただ、これは特に26年の指導監、30年の指導監の方は、30年は一課に留まられたんですが、26年の指導監の方は課を超えた職員の育成指導に当たったというところがございます。つまり、課の中で若い世代に何か教えるのではなくて、例えば地方財政だったり、地方自治だったり、そういうところをしっかりと全体の先ほどのこの20代30代の職員に教えるというところで監をそのときは置いたところがございます。ですので、どちらかという独立した専門職という位置づけを私は持っておりますので、今回先ほど申し上げましたように社協のほうに3名のうち2名は指導監でございます。実質上2名のうち1名は指導監ですが、地域包括というのは議員も御承知のように社協の事業ではないんです。高森町の地域包括の事業、その中に指導監を置いたというところで、地域包括の中で新たに受託をされた社協側で誰かリーダーはそれはそれで作られ、あくまでもメインは町が地域包括をやっているというところですので、そこにはしっかりと指導監を置かせていただいた、なおかつ社協のほうに派遣をしたというところ。社協となると社協で業務を行うことになりますので、当然原課の課長さんと同じ兼務では職務を果たすことが出来ないというふうを考えております。つまり、一つ一つのどこに誰を置く、どこに何を任命するというのは、任免権私が持っておりますので、それを全て説明をすると、なぜ東さんが総務課にいるんですかという説明までしなければいけなくなりますので、社協についての御質問というところですので、今回は社協に例をおいて答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)課を超えて指導をされるということで、そういう指導監という立場に置かれたということで理解すればいいかと思えます。ありがとうございます。

只今また話が多少出ましたが、社協の話で高森町社会福祉協議会会長を以前は町長が兼務されておりました。草村町長が就任2年目の平成24年度に助成する側と助成される側が同一人物ではいけないということで、社会福祉協議会会長の民間人採用を決められたという経緯があると聞いておりました。今回また草村町長が会長になられているのはな

ぜか、また平成24年6月の定例会議で芹口議員が補正予算の社会福祉協議会助成金108万円について説明を求められている中で、答弁に町長は常勤の会長を置くための予算措置であるということを答弁されております。自身で会長職を体験、理解した上で民間人採用であったと思いますが、今後どのようにされていくつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)まず社協の会長に私が今回再度登板したという理由は何かというところでございます。その前に議員がおっしゃるように就任1年目の平成23年、1年間社協の会長を務めさせていただきました。それ以降は民間、つまり役場のOBの方、しかも大変業務が多岐に渡る総務課長経験者の方だったり、その専門の知識を持たれている方だったり、三代続けて会長を私はお願いをしたところでございます。お願いに関しては私一理事ですので、理事会の中でお願いをしてきたわけでございます。3名の皆様に改めましてお礼を申し上げたいというふうに思います。

議員がおっしゃる中で1点だけ違うところがございます。まず発注者と受注者と言ったのはそれは本当でございますが、それは二つ目の理由でございまして、一つ目の理由は今私が言ったように1年間社協の会長を仰せつかってやりましたと。高森町はずっと町長さんが社協の会長だった、他の自治体の大半がそうでしょう。私がやったんですが、社協に毎日行けるか、決裁を全て目を通せるか、もしくは社協のいろんな庶務に対して対応が会長として出来るかとなったときに、私はノーだということを1年間体験したわけでございます。

二つ目の理由として、世の中は社協の体制というのはそうであるが、当然それは発注者が町になって、受注者が社協になる事業もあるわけでございますので、そこも含めて一度立ち止まって考えましょうというところで私はそういう発言をしてきました。社会福祉法の36条で欠格の要件に地方自治体の首長は当てはまりません。特別地方公務員ですので、兼業、他で仕事を持つこともオーケーでございます。ですので、法律上は何の問題もないので、他の自治体はそうしている。ただ私は1年間体験してそう思ったと。そして、なぜそう思ったかといいますと、やっぱり今回の先ほど私が上げさせていただきました地域包括も含めて、社協には健康の相談だけではなく、もういろんなもう全てに多岐にわたる相談が来ます。それは生

活の相談であったり、例えば家族の相談もそうです。そして将来の相談だったり、いろんな相談が社協には来ます。そこを町長としてただ行ってそうですかというところではなく、現場レベルでしっかり落とし込むためには、私の代わりになる人、その人がいたほうがいだろうということが1年間やった結果で、それを理事会のほうでお願いをしたということです。

今回戻った理由というのは、まずこれは理事会で理事の方から推薦があって、理事会で承認されたことだということでございます。その推薦を私が受けたということでございます。なぜ受けたかと言いますと、先ほど申し上げましたように、コロナの中でやはり1番大事なことは各議員さんもおっしゃられるスピード感が最優先だなというふうに思いました。町長自身が会長に推薦されてそれを受けることによって、当然議員も先ほど言われた高森町が発注者で受注者が社協になることもあるでしょう。しかしながら、それを超えた上で今やらなければいけないのは、人口減少でさらに高齢化が進んでいって、さらに弱者の環境が決して良い方向には向かってないという中で、やはり町長がなされたほうがいいんじゃないかという推薦を社協の理事会でいただきましたので、そこを受けさせていただいたということでございます。ですので、理事の方の総意というところで、理事の方もそれぞれ御意見はあったかと思いますが、満場一致でのこの推薦。そして私が受けたということでございます。以上でございます。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)理事会の推薦ということで、一応把握しておきたいと思います。町長も激務な中、副町長がおいでになって少しは余裕が出てきたんじゃないかというところで、業務の対応等も少しは出来るということで受けられたというところで理解しておきたいと思います。

続きまして、高森市街地で空き地の解体が多数見受けられます。倒壊の危険があると地域住民から通報はあっていましたが、行政、町としては所有者に解体の要望や管理をお願いするしかなかったと思います。これも平成24年6月議会で当時の興梠議員が空き家等の防災対策についてこれも質問されております。これに対して答弁は民法上建物所有者の責任であり、高森町としては対策を講じていくと答弁されておりますが、解決は見ないままでした。

通学路沿いにあった危険建物の一棟は、その後町の有志により解体された経緯はありますが、これはごくまれなことで、全国的に危険な空き家対策等は問題となっております。先ほど申しましたが、町長が御説明はTPCで行われておりますが、そのあたりを議会のほうも確認ということをお願いをしたいということで、高森町はどのような対策を持って解体が行われているのかを伺います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)空き家の解体について、議員さんのどのような形でこの対策が行われているか、平成24年に興梠議員さんが御質問されたのをよく覚えております。たかもりポイントチャンネルを町民の皆様にはぜひ見ていただきたいというふうに思いますが、議場でさらに分かりやすく説明するというお時間をいただいたことに、まず感謝申し上げたいというふうに思います。

御承知のように近年では空き家等対策の推進に関する特別措置法等も出来上がったわけですが、やはり所有者の民法上の所有者がやらなければ、これは方がなかなか付かないのが現実でございます。高森の空き家に関しては、これは他の地域、自治体と比較したわけではございませんが、かなり高森町内に住まれてない方が実は多いわけでございます。同時に興梠議員が24年に質問されたときもそうでございますが、私の前代の藤本町長さん、そして今村町長さん時代からいろんな地域からここが危険だから、町でどがんか考えんといかんとじゃないかというようないろんな要望だったり、もしくは地域からお声だったりいただいております。しかしながら、先ほど申し上げますように、なかなか解決に至らないと。今回は、一般社団法人熊本県解体工事業協会の老朽危険空き家解体撤去ボランティア活動、無料解体撤去というところを実施いたしておるところでございます。

どのような対応かといいますと、これは私個人の人脈と私個人からの提案ということで、解体業組合に提案をさせていただきました。それは先ほど申し上げますように、この組合がこういうボランティア活動をやるぞというところ、社会貢献事業として所有者の負担がゼロ、また自治体の負担もないと。そして団体としては社会貢献事業だと。熊本地震で多くの仕事、公費解体をいただいたので、それをどこに返そうかというところでのスタートだったというふう

にお聞きいたしております。その中で私のほうから個人的に提案をしたわけでございます。

提案と同時に、高森町は実施細目、熊本県の解体業組合の協定に基づくもっと細かい実施細目を実は結ばせていただきました。そのときの担当が岩下課長でございます。やがて3年ぐらい前から実は解体業協会のほうがこういうお話をされてましたので、再三提案をいたしまして実現したというところです。高森町の場合は他の自治体は知りません。高森町の場合は実施細目、細かいところを結んでおりますので、熊本県を通さずにそのままダイレクトで県の解体業協会に申請が、お願いができるというところでございます。ですので、スピード感があって、より他の自治体さんより多くの採択をいただいているのではないかなというふうに考えております。

私個人としては所有者負担が解体部分に関してはゼロ、町負担も基本的にはゼロ、そして協会にとっては志、思いをしっかりと形に出来るというこういう三方良しの事業っていうのは、多分二度となかなか出来ないのではないかなと思いますし、今後もこういうチャンスがあれば積極的に提案を町長の任期の間は仕掛けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)町長の個人的な人脈提案ということで、大変ありがたく感じるところでございます。町長も再三言われましたが、空き家対策は全国的な問題で、なかなかあちらこちらで話が出ますが、行政としてはまず手がつけられないということで、町民からも高森町がやっているんじゃないかというふうな話もたまに出了たのでですね。これは私も知ってる限りでは解体業組合さんがボランティアでやっておられるんですよという話は一応やっておりますが、それ以上に詳しい答弁をいただきありがとうございます。これはまたTPCをよく見直して、私ももう1回確認をしたいと思います。

続きまして、これは政策推進課のほうにお願いしたいんですが、現在まで解体した建物の実数と、今後まだいくつか予定があれば教えていただきたいと思います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)おはようございます。牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在の状況と今後の予定についてですが、6月22日現在までに熊本県解体工事業協会からの採択を受けまして、解体していただいた建物は20棟になります。また、今後の解体予定の建物は約40棟となっており、9月末までに約60棟前後を解体していただく見込みとなっております。以上です。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)今答弁いただいたように、最終的には60棟を解体していただくということで、これは大変な事業になっていくと思います。本当に自分たちでやる、行政が手を出せば相当な金額になるかと思しますので、大変解体業組合の皆さんには感謝を申し上げたいと思います。

続きまして、他の行政区及び町村等空き家対策事業として、空き家の改修費及び買い取り等の補助金等あるいは行政が改修工事を行い、移住者及び定住者向けの住宅としての活用など行っている行政がございます。高森町としてはそういう対策を何かされているのか伺いたしたいと思います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)空き家対策についてお答えいたします。現在実施されております老朽危険空き家解体撤去ボランティア活動で、町内多数の老朽危険家屋、いわゆる特定空き家等が解消されております。先ほど町長の答弁の中でもありましたように、このような事業は二度とない事業であり、9月末の完了に向けてまずは協会による解体がスムーズにいきますように、精いっぱい進めてまいります。

また、対策につきましても、現在も高森町空き家情報登録制度、空き家バンクになりますが、それにより登録と紹介のほうを行っております。町内外からの問い合わせもかなりあっている状況なんですけども、非常に空き家の登録数が少ない状況でございます。今後は空き家をどのように活用していくのか、先進自治体などを参考に取り組みを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)今特定空き家の解体が進んでおるといってございまして、実際はま

だ全然使われるような空き家もございますので、移住者定住者向けを大いにアピールしていただきたいと思います。

最後に危険な空き家などはなくなり、地域住民や子供たちは安心して過ごせるようになっておりますが、解体した後の空き地が多く点在することになると思います。所有者から高森町への土地の寄附または譲渡はありますか。今後空き地の対策等の計画等があれば伺いたいと思います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)空き地の対策についてお答えいたします。

はじめに解体後の空き地の管理についてですが、まず老朽危険空き家解体撤去ボランティア活動で解体される所有者に対しまして、樹木や雑草などで荒れた空き地にならないよう、解体後の土地の維持管理をお願いしており、解体完了後も指導を行っております。

また、今回熊本県解体工事業協会の地域貢献事業で無償での解体が出来たことにより、所有者の方から町のために有効に活用していただきたいとのことで、ご寄附の御相談をいただいている土地もございます。現時点では御相談の段階であるため、お示しできる具体的な計画はございません。以上です。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)まだ具体的にはないということですが、なかなか空き地になると今の時期にすぐ雑草等が入りますので、またこれらの管理等もいろいろ検討しなければいけないかと思います。

今回は多岐にわたり町長に質問を行いましたが、ますます今後高森町のためにいろいろ御尽力をいただくことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

10分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長(後藤三治君)休憩前に引き続き会議を行います。

町長より訂正したい旨の申し出がっておりますので、許可いたします。

町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)先ほど牛嶋議員の御質問にお答えいたしまして1点、2点訂正をさせていただきますと思います。

監の設置に関しましては組織規則ですので、議会に図るということではなくて、説明というところで質問が出た場合の説明というところに対応させていただきました。それと過去の指導監に関して2名というふうにお伝えいたしましたが、3名でございました。現在が2名ですので、合計で指導監は5名というふうになります。以上でございます。

○議長(後藤三治君)一般質問を行います。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)おはようございます。まず一般質問に先立ちまして、この6月定例会におきまして、議案書の提出はいただいたんですけども、前回に比べて早い提出はいただきましたが、やはりその差し替えが非常に多く、そして本日追加もあつたりとそういう点で今後なきように猛省を促したいと思います。次回は改善されるようお願いいたします。

一般質問ですけども、本日遠隔授業についてというところで1点と、あと南阿蘇鉄道についてということで、1点質問をしたいと思います。

まず、遠隔事業についてですが、今般のコロナ禍の影響で高森町内における小学校、中学校、そして義務教育学校の休校を余儀なくされました。新年度は4月15日から5月31日までが休校期間となりました。なお、毎週月曜と金曜は原則登校日を設けておったかと思えます。

そのような状況下で高森町は3月中旬に家庭内のWi-Fi調査をはじめ、環境がない家庭にはポケットWi-Fiを貸し出し、情報通信基盤を使い、全生徒に対し公正にインフラを

整えた上で遠隔授業を開始しました。このICT教育につきましては、ダイワボウ情報システムとともに平成25年2月22日より実証実験を開始し、その当時は全国20の自治体、熊本県では山江村と当町が選ばれているということです。歩みとして、平成24年に第一次高森町新教育プランが策定され、平成25年には県教育委員会よりICTを活用した未来学校創造プロジェクト推進事業の指定を受け、平成26年にコミュニティースクール指定と同時に全小・中学校にタブレットを導入。平成27年には第2次高森町新教育プランを策定し、同年度より文科省の委託事業が行われて、平成28年には電子黒板等が導入をされております。

その後は総務省の事業、各種フォーラム、セミナーの開催等が行われております。そして昨年第三次高森町教育プランに教育の情報化、高森学習が提示され、その中に遠隔授業の推進、オンライン事業の推進も書かれております。その間の今までの実施実績、これがこのたびのコロナ禍においてオンライン授業に生かされたのではないかと私は考えております。ただ、これは高森町が出来たのは、先ほど申し上げたとおり情報通信基盤があって、その調査をして出来たという部分が多いんですけども、実際これから他町村でも当然進んでいくであろう、恐らくハード、いわゆるタブレットや電子黒板、これをとにかくまずは揃えていくというような流れにはなっていくかと思えます。

ただ、例えばタブレット、電子黒板を使いこなす。いわゆる教えるのは現場の先生方だと思います。その点につきましては、現場の先生方のこれまでの努力、そして能力に応じて等しく教育を受けることが出来る環境づくりをされた教育委員会、そして町の支援があってこそ出来た件であり、この取り組みは敬意を表したいかと思えます。

そして、このような環境を整えた後にあるもの、これは恐らくその受ける子供たち、そしてその保護者含めて生かすも殺すもそこにはかかってくるのではなかろうかと私は思っております。これからこの遠隔オンライン事業の実施をさらに重ねていくことによりまして、検証そして改善をしていく。これが肝要かと私は思っております。

そこで一つ目の質問になりますけども、今般のコロナ禍の中で行われた遠隔授業、そして学習支援の方法、これについて教育委員会のほうより説明を求めます。

○議長(後藤三治君)教育委員会事務局長、馬原恵介君。

○教育委員会事務局長(馬原恵介君)おはようございます。

1番、後藤議員の質問に対してお答えいたします。

本町では、昨年度の3月の休校時から遠隔による学習指導を開始しておりまして、本年4月からは遠隔事業として児童生徒の見守りとあわせて行っております。遠隔授業につきましては、その様子がより分かりやすいようにお手元の資料をもとに説明したいと思っております。テレビをごらんの皆様には画像で御紹介させていただきたいと思っております。

まず1枚目の資料ですが、実際に遠隔授業を行っている教室の様子です。本町の遠隔授業はzoomを利用しております。このzoomとは、複数人で同時参加可能なビデオオンライン会議システムのことです。その利便性と機能性の高さから、今般のコロナ禍では全世界で注目されており、オンラインでの会議や現在では飲み会など多方面で利用されております。

各教室に配備してある電子黒板、右側の電子黒板をモニターとして利用し、実物投影機、これは真ん中に丸がしてございます。教師や説明資料を映し、配信用パソコンを利用して配信することにより、児童生徒が自宅での視聴が可能となります。なお、実物投影機とは、プロジェクターやテレビに接続して、教科書や資料、立体作品などを映し出すことができるカメラです。この事業では、実物投影機をメインのカメラとして事業を行っております。ごらんいただくと分かるように、実物投影機で今先生のプリントを映しているところですね。その様子を右側のモニターに子供たちの顔が映っていると思うんですけど、こうやって多人数で見ることができ、先生が授業するのと一緒のように家にいながら授業を受けられるということでございます。また、事業は先生2人1組で1人の先生がメインとなり授業を行い、もう1人の先生はカメラの調整や接続状況、また、生徒の様子などの確認を行っております。

続きまして、2枚目の資料をごらんください。これは高森中学校の4月20日及び21日の時間割ですが、1日6時間授業を各学年、クラス別に3時間の時間割としております。これは、長時間の利用による児童生徒の体調不良を予防するためでもあります。なお、高森東学園においては、前期課程1年生から後期課程9年生まで全ての学年で遠隔授業を実施し、さらに教職員が自宅から遠隔授業を行うテレワークを実施しました。これらの取り組みは全

国的にも珍しく、報道等でも取り上げられております。この時間割の1番下のほうにくまっとまなびタイムってありますけれども、これはテレビで放送された番組でして、こちらのほうも視聴するようにということで学校では推奨しております。

続きまして3枚目でございます。これは中央小学校低学年の学習支援として、たかもりポイントチャンネルを活用し、高森っ子おうち学習として高森型遠隔授業を実施しているものでございます。これは小学校1年生の国語の授業の様子です。言葉で言ってもわからないことを映像で流すものですから、このうってという字の書き方についても、字のお部屋ということで、うの始まりは点を打つのは1から2、その下については1から2を通過して4までということで、その数字の部屋を示しながら先生たちが分かりやすいように授業を進めているところでございます。

このように発達段階に合わせ、さまざまなツールや手段を用いまして、さらに現場の先生方のこれまでのノウハウと努力によって遠隔授業が実施されております。なお、今月1日からは町内各学校の教育活動が開催されておりますが、3密を避けた授業づくりや児童生徒集会及び家庭学習などに休校期間中のオンライン授業のノウハウが引き続き活用されているところでございます。以上です。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)説明ありがとうございました。なお、今日TPC生中継で見られてる方は先ほど実際どのような形でオンライン遠隔授業が行われてたかというのが分かったかと思います。この遠隔授業につきましては、町民の方々、皆様も関心高い事項ではありました。ただどうしても学校に行かれています保護者の家庭でしか見ることが少なかったかと思いますので、この度の今のTPCを見ていただければ、あらかじめの形は分かっていたのではないかと思います。実際にメディアにも、新聞にも高森町のオンライン遠隔授業ということでかなり載りました。そして私のほうにも、市町村の議員さんから高森町がどのような形でやっているのかというような問い合わせがかなり多くありました。

その中で1番大事なところ、いわゆる公正に公平に受けれる環境を作ること。これがまず第1ということをお話しさせていただきましたが、何より高森町が強みであるっていうのがこの情報通信基盤が出来ているということだということで答えております。それを聞いた瞬間に、他の

町村の方がちょっとがっかりもされるところもあって、それがなければ出来ないのかなとかいうところの話もあったんですけども、それ以外にもやり方は当然出てくると思いますので、今のところ高森町としては情報通信基盤があるこの上に基づいた教育が行われているということで、私のほうからは話をしております。

続きまして、この度オンライン授業をしましたが、当然またこの生徒さん、そして保護者、さらには現場の先生方、この方たちからこの授業期間に対してアンケートとかいろんな意見とかをお取りしたのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(後藤三治君)教育委員会事務局長、馬原恵介君。

○教育委員会事務局長(馬原恵介君)自席から失礼いたします。各学校でアンケートを実施し、その結果を取りまとめいたしましたので報告させていただきたいと思います。

まず、児童生徒からの声といたしまして、良かった点は友達の色を見ること出来る。友達の意見を聞くこと出来る。皆と一緒に事業が出来るのは嬉しい。授業がなくても遠隔でつながることにより、一緒に課題に取り組んだり、先生との対話の時間があたりしたので良かったということがありました。

改善点といたしましては、zoomの接続が途切れることや音声が聞こえづらいときがあった。この点につきましては、実施をする中で解消しております。光の具合で黒板の字が見えづらいときやピントが合わずぼやけて画面が見にくいことがあった。授業を進める速さをもう少しゆっくりしてほしい等がありました。

次に、保護者からの声といたしましては、ICTを進めてきた町の教育に感謝いたします。コロナ禍の中、授業していただきありがとうございます。顔を見て授業を受けられるので、先生が子供の表情に気づいて声をかけてくれました。学習の遅れが不安だったが、遠隔授業で解消されました。日頃慣れ親しんでいるタブレット分野の知識がますます子供の身に付いてきて、それも良かったと思います。

改善点といたしましては、中学校3年生の保護者なので不安です。質問タイムを実施してもらえたらと思います。兄弟姉妹がいると、それぞれの音声で聞こえないときもあった。これにつきましては各家庭で部屋を分けるとか、ヘッドセット、イヤホンとマイクが一緒になったもの、

それを使用することで解消しているところがございます。Wi-Fiの電波次第でフリーズする。生徒たちがしゃべり始めると先生の声が全く聞こえなくなる。zoomの接続やWi-Fi環境等夫婦のどちらかが対応しなければならず、仕事との調整や困難なときもあったとのことでした。

最後に教師の声として良かった点は、遠隔授業を他の先生とペアで実施することにより、授業について学び合う機会となった。zoomの活用について、教職員間の研修でさまざまな機能があることが分かり、勉強になった。学校が再開してからも教室でzoomを使った話し合い、活動を行っているが、ヘッドセットを活用しているので、近づくことやお互いの会話を遮ることもない。校内研修や職員会議もzoomを使って実施したり、全校生徒集会も児童生徒1カ所に集めることなく遠隔で行ったりすることができ、授業以外の場でも有効性を感じた。在宅からの遠隔授業については、通勤時間もなく、負担軽減につながった。また、在宅勤務でも遠隔で職員会議や校内研修にも参加でき、この点もメリットであった。

改善点としては、遠隔授業中生徒の理解の状況の把握に時間がかかったり、分かりにくいときもあった。実験や実技を伴う学習指導は活動が出来ない。教員側は専用マイクを使用したほうが児童生徒は聞き取りやすい。ポケットWi-Fiルーターの接合経由は2人までと思われる。授業開始時間に遅れる等のトラブルがあったが、特に低学年については保護者の協力が必要と思われるとの意見があったようです。

結果として児童生徒、保護者、教員のほとんどが遠隔授業の実施には賛成のようでありました。なお、改善を求める意見はありましたが、否定的な意見はなかったと思われます。

以上でございます。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)授業をされて、その中できちっと長所短所っていうところで意見を聞かれてるということに関しては、安心をしました。もし聞かれてなかったっていうことも想定はしましたので、私個人もこれは小学生の保護者から大体聞いておりますけども、良かった点としましては1日のリズム、要は朝起きて健康観察があって、そういう1日のリズムがきちんと取れたこと、これを結構保護者の方は喜んでました。やはりどうしても休みにになったら、だらだらとするところ

が多いんですけども、やはりきちっと時間割があるものですから、それについて1日の規則正しい生活リズムが過ごせたということが結構良かった点が多かったです。あとはその中で同じように1日の中でメリハリがつくとか、あと先ほども申されてましたけれども子供同士の顔が見れて嬉しかったとか。あと健康観察も早い時間からあって規則正しい生活が送れた。書道、体操にとバランスが取れていた。先生方も内容を工夫したり、制限がある中で声かけをしたり努力をされていた。そういうところで結構良い意見は多かったです。

先ほどデメリット、いわゆるこれはちょっと改善してほしいなという意見が出たのは、やはり先ほど局長が言ったとおり、どうしても通信環境、ここで途切れることがある。そして、遠隔授業ですから、保護者の方が当然外に働きに出て行っております。子供たちでそれをリカバリー出来ない。そういう点が多々見受けられた。そこでまた先生方もその画面を通じて直すってことをされるんですけども、どうしても子供さんが出来ないってところで授業が途切れるってところ、そういうところがあったというところはあります。あと、もう一つはそもそも親がタブレットを使いこなせない。教えられないというところもあったので、もしかしたら親子で一緒になって遠隔授業、オンライン授業を受けるとか、そういう試みも必要なのかもしれないなと思いました。

今後要望とかにつきましては、実際に遠隔授業を約1カ月間された中で、実際の学力がどのような形で、やはり反映されている、影響がある、いわゆる検証を行っていただけたらというところがありました。あと、いつどこでどのような災害に見舞われるか分からない中での遠隔授業というのは、とても有効だと。出来れば通常授業の中にも遠隔オンライン授業を取り入れるべきではないかと。実際にもう1日休んで実際やってみるとかいうところですね。それがどうしても期間が空いてしまえば、その感覚とか忘れていかれてしまうって保護者の思いもあるみたいです。ですので、子供たちの将来のためにも、整えた環境をなくさないためにも、ぜひともこの遠隔授業、オンライン授業を通常で取り入れていただけたらという意見が入っております。

あともう一つ、これはちょっと教育委員会案件ではないんですけども、政策推進課かな。学習塾昴さんを使って受験対策ということでTPCで流してる。今副町長もいらっしゃいます。

副町長もいきなり英語でスタートして、素晴らしい学習支援をしていただけてますけども、一部のこの住民の皆様の中では、このポイントチャンネルが見れないと。特にアパート経営なんですけども、ここが見れないというところがあるそうです。その方はどうしてリカバリーしたかと申しますと、友達に頼んでDVDに落としてもらって、DVD再生で子供さんに見せたというような家庭もあるそうですので、これは先ほど言ったWi-Fiの通信環境もしかりですけども、やはり教育という部分で全員に見せるってということになるのであれば、やっぱり等しく見れるように努力はしていただきたいと思います。

続きましてですけども、今後の展開についてお尋ねしたいかと思えます。当然今は通常どおり登校にて授業が実施はされてます。例えば先ほど申し上げましたけども、遠隔授業の充実のためには継続して何らかの形でしていく必要があるのではないかとことです。

例えば皆さんが持ち帰る宿題、こういうものをタブレットに落として、毎日家に帰ってもタブレット、いわゆるそのハード機材を扱える、そういうこともしていく必要があるのではないかと思えます。と申しますのも、高森町はICT教育の場として全国でも先進地である。こういう自負はお持ちかと思えます。ただ、そこで歩みを止めてしまえば、後発の自治体に追いつかれる。これは明白かと思えます。

さらには都会部では、今高森町は光ファイバーを使った情報通信基盤を使っての実施をしておりますけども、政府が進めている5G通信網が整備されたときには、この遠隔授業、オンライン授業っていうスタイルも変わってこようかと私は思います。ただ高森町、ここはやっぱり過疎地でありますので、この5G回線が入ってくるっていうのはかなり後かとは思えます。なかなか民間の事業者も設備投資をして回線が利用されないっていうところは、当然後回しにされるわけですから、当面高森町はこの光ファイバーを使った情報通信っていう形にはなっただろうかと思えますが、その5Gを使った例えば都心部、これは私ども今やってることはすごい先進デジタルっていうことでやってますけども、5Gが行き渡るような形になってくれば、もしかしたら高森町のこの形はアナログと言われる時代も来る可能性もあります。

そういうところで今後どのような形でこのオンライン授業、学習支援を進めていかっていくことを、教育長先生にお尋ねしたいかと思えます。

○議長(後藤三治君)教育長、佐藤増夫君。

○教育長(佐藤増夫君)この度は教育問題について、今喫緊の課題について御質問いただきまして、ありがとうございます。答弁をします前に、今議員のほうから説明された中に少し私のほうから説明させていただきたいことがございますので、よろしいでしょうか。

夏休みをどうするかという中で、どれだけこの間に授業が出来たかというところで、TPCとも私お話をいたしました。遠隔授業と同時にいわゆる登校日での授業というところを合わせて力を入れてまいっております。先ほど質問の中に登校日を月曜・金曜ということでお話をしましたが、たしかにそこでスタートしたんですけれども、県の方針等を受けて5月19日からは登校日を全日でやっています。給食を入れて、いわゆる分散登校もせずに丸々授業をやってきた。これが高森町でございまして、あわせてこの遠隔、その登校日の実質的な授業と合わせまして、私は県下でも高森町がもう断トツにこの間の授業が出来ているんじゃないかなというふうに思っております。

それでは質問について答えさせていただきたいと思います。そういうような経緯の中で、6月1日に元気溢れる児童生徒が学校に戻ってまいりました。コロナ禍の中で通常授業のありがたさ、大切さを改めて感じ取ることができました。

今やICT教育の町、高森町です。当然ですが、ICTは教育の目的ではなく、目標ではなく、あくまでもツール、手段であります。今回のコロナ禍での遠隔授業等の取り組みは、いわゆる草村町長が就任されて、草村町長からの情報基盤事業に基づく8年間の成果がここに表れてきたと。誰でもそういうふうに認識されているところでございますが、教育委員会としても大変ありがたく思っています。

そして、この遠隔事業が言われまして文部科学省が実証事業を始めまして、その1番初めるときから高森町はその実証事業を受けておりまして、その5年間の積み重ねが今回の遠隔授業につながってきているということで、文科省の事例にも高森町が1番に紹介されたり、全国的に注目されてコロナ禍での授業の実施、そのモデルとなっています。

議員御指摘のとおり、高森町の教育としてこの流れを止めるわけにはいきません。そこで、今後の展開として何を考えているかということでございますが、実は本年度より文部科学省

の新時代の学びにおける先端技術導入実証事業、これはその中でも遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業というのを、今回この5年目に続いて6年目として全国で連続的に遠隔授業の実証事業を受けた高森町だけでございますが、これも公募に勝ち抜いて、今回文科省から受託を受けています。

中身につきましては、昨日の補正予算の折に町長のほうから御紹介がございました。取り組みの内容は、目玉的には今回はオンライン英会話でございます。いわゆる小6と中2の子供たちにセブ島と外国と繋いで、しかもマン・ツー・マンです。一対一で英会話の授業をしていくと、オンライン授業をするということで採択されておりまして、これが今後の遠隔事業の中で高森町の非常に大きな力になるんじゃないかなと思っておりますが、今回の公募につきまして、コロナ禍ということであわせて遠隔による家庭学習支援というのを私たちは提案しております。その第1番目が何かというと、臨時休校等における家庭学習支援のシステム化ということでございまして、議員御指摘のように、今回コロナ禍が終わってしまったらもう忘れてしまったということではなくて、第2波とかいろいろありますので、こういった緊急時にすぐに家庭学習支援を遠隔で実施するということを高森町の教育のシステムとして目指していきたい。そのために私どもが考えていますのは、今回の夏休み8月1日から23日でございますが、この夏休みに遠隔を引き続き実施します。それはどういうことかといいますと、スムーズな接続ですね。もう終わってしまったから忘れてしまったではいけません。学校現場からもそういう声がありますので、夏休みに何らかの形をつないでいくと。そして授業の質の向上を目指していこうということで考えています。

現在、5年生から4年生から3年生からというふうに段階を下げてきてはいましたが、低学年からこの対応が出来るような方向で今後高森の教育として構築していきたいと思っております。授業の質につきましては、授業が遅れているからということで先生方が一生懸命授業されたんですけど、かなり細かいところで向上しています。

例えば一つ申し上げますと、通常授業では今はグループ討議とか対面が出来ません。ところが遠隔では子供たちが自由に対話出来るんです。ですからそういった特徴をやっぱり日頃の授業とか学校での活用とか、そういったところを含めて授業改善もしていきたいと考えてお

ります。

2点目が個に応じた遠隔支援のシステム化ということでございまして、特別に配慮が要する児童生徒に対して必要に応じて遠隔で学習支援すると。どういうことかといいますと、不登校の子供とか、例えば入院した子供たちに対してもこの遠隔授業というのは非常に力を持っておりまして、文科省もこの遠隔によって不登校の子供たちが授業を受けた場合には出席扱いにするという特例等も最近出されておりました、高森中では今年度になりまして、入院した子供に対して遠隔でしたという近々の事例等もございまして。

また学校に来てなかなか教室に入れない子供たちに対しても、このオンラインでつなぐということは大変効果があるということで、いわゆる個に応じた支援というところからも遠隔授業をシステム化していきたいということです。

3点目ですけど、これが一番やっぱり大きなことだと思っておりますが、高森は1人1台タブレット、これは全国的に今国がしていますのと近い状態、全国の学校はそうなると思っておりますが、この1人1台タブレットのいわゆる持ち帰りのシステム化を図っていく必要があると考えています。数年前から持ち帰り等もやってきておりました、現在も家ライブラリーということで問題集をタブレットに入れて家庭で学習するとか、またコラボノートということで子供たちが打ち込んだ意見等を貼り付けるとかいうこと等々やっていますが、1人1台タブレットの持ち帰りシステムということがやっぱりこの教育の土台になるというふうには考えています。そういったものが夏休みや休校等でやる遠隔の学習支援の基盤になりますし、また今教育委員会がしていますタブレット図書館等の基盤になる。そういったデジタル化、システム化というものがこれからの高森の教育の中心として位置づけられるように、準備していきたいと思っております。

最近の例としまして、高森中学校でオンライン生徒集会をいたしました。子供たち全部タブレット持っています。そしてそこで提案事項については全部データ化して打ち込んでいます。だからそういったものを前もって渡して、それを見て、そして生徒集会を行ったという事例がございまして、そういった教育が高森または国のこれからの方向性として出てくるのではないかなと思っています。

学校現場の先生方についてお褒めいただきましてありがとうございます。そういった先生方

の力、そして高森には何分にもいろんな大学の先生等が支援していただいている。そういう力が高森の強みであり、これは現状としてはよその地域では何も出来ないところではないかなというところがございます。いろいろ課題等もございますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)答弁ありがとうございました。夏休みに実施する、これはすごくまたチャレンジっというか、ぜひとも今した中でさらに検証を深める意味においてしていただけたらと思います。さらに可能性の話をされてましたけども、例えば不登校の方、そして入院されてる方、どうしても行けない方に対しての有効性、これもオンライン授業っていうのはかなりやれる範囲かと思ひますので、そういうものも含めた上で総合力を上げていただけたらと思います。

また持ち帰りシステムのことについても、先ほど局長お話しされましたけども、もし例えば今私が小学生に聞いている部分で現状宿題はやはりペーパー、これはあらかた仕方ない部分だと思ひます。それを例えばタブレットに入れたら、当然そこには予算が発生していくかと思ひます。デジタル化っていうことで。そこでもし予算が発生するということがあれば、私たち議会の私は議員ですけども、私個人としてはその予算化に向けては頑張っって執行部とも話は進めていきたいかと思ひますので、出来れば持ち帰りシステム導入に向けて頑張っっていただきたいですし、日頃子供たちが学校だけでなく、家でもタブレットに触れる環境、これを構築していただけたらと思ひます。

続きまして、二つ目の質問に移りたいかと思ひます。南阿蘇鉄道の現状についてお尋ねをします。現在急ピッチにて復旧作業が行われているかと思ひます。この工事、調整にあたる南鉄の職員並びに工事業者の皆様には大変御苦勞をおかけしてるかと思ひます。さらに完全復旧に向けて事故のないよう万全を期しながら取り組んでいただきたいと思っております。

この南阿蘇鉄道につきましては、町民の皆様もTPCとかを通じて何度か放送があったかと思ひますけども、熊本地震以前は村、町の一般会計等の支援を受けずに、この地震があっって距離が短縮されて、なかなかお客様が乗れない状況において、基金を取り崩しながら

も、まだ行政からの支援を受け入れずに頑張っているっていうことは、私は特筆すべきことかなと思っております。

そして南阿蘇鉄道は、令和5年夏に完全復旧、これは予定です。そして、上下分離方式による運営が決まっております。ここになる前に当然町としても財政支援をしていかなければいけないという形にはなってくるかと思えます。

そこで各行政いろんな出資をされておりますけども、その中での負担割合等の件もこれからは出てくるかと思えますし、完全復旧に向けていろんな形で整備をしなければいけないこともあろうかと思えます。そこにつきまして、今までの経緯、それと今後の決まっているタイムスケジュールのほうを政策推進課長のほうより報告を求めたいと思えます。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)後藤議員の質問にお答えいたします。まず、南阿蘇鉄道の現況についてですが、現在最大の難工事であります第1白川橋梁に着手し、全線復旧に向けて災害復旧工事は順調に進んでおります。令和4年度末に災害復旧工事を終える予定であり、工事完了と同時での運転再開を目指しておりますが、点検や試運転等の安全対策に万全を期すため、遅くとも令和5年夏ごろには全線運行再開となる見込みでございます。

南阿蘇鉄道の営業につきましては、高森・中松間の部分運転ながらも徐々に戻りつつありますが、地震以前までの回復は見込めず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全線復旧までには厳しい状況が想定されております。

次に今後のスケジュールについてお答えいたします。まず、営業運転再開までの費用負担といたしまして、車両の更新がございます。現在の南阿蘇鉄道の運行車両は約30年が経過していることから老朽化が進んでおり、乗客輸送の安全性を最優先に考慮し、全線復旧までには最低でも2両の更新が必要と考えております。これまで設備更新、経営補填などは自治体からの負担は一切発生しておらず、旧国鉄時代からの転換交付金及び県、沿線自治体からの負担金からなる南阿蘇鉄道経営基金から拠出をしておりました。しかし、今後は基金不足が予想され、沿線自治体の負担が想定されます。また、南阿蘇鉄道の

全線復旧後には、運行主体と施設保有を区分する上下分離を実施することとしており、下の部分になります施設保有となる熊本県、高森町、南阿蘇村で設置する新法人は、設備投資や維持管理費用についての費用負担が発生することとなります。これらの行政の費用負担、負担割合など及び新法人の組織体制につきましては、現在協議を進めておりますが、7月中に予定されておりますJR豊肥本線との接続強化検討会及び再生協議会の協議内容をふまえて、今年度中には自治体間の費用負担割合など検討を進める予定としております。以上です。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)先ほど答弁ありましたけども、来月接続強化委員会及び再生協議会、この場においてまた新たな方向性を決めていくということになっているということですよ。その中で私が聞いている、知っているところで話しますと、報告書が多分出てきてその報告書をもとに話し合いが進められるという形になってきているかと思います。実はこれ2度目の報告書になっているはずですよ。1度目は高森町、そして南阿蘇村が500万ずつ出し合って1度報告書が出来上がってきています。ただ、その報告書に疑義があるということで、この1回目の報告書がとりあえず一旦置かれて、2回目の報告書は熊本県、県が予算化して報告書が2回目出来上がってきたのが今回の再生協議会、接続強化委員会に出されるということです。また出された暁には私ども議員もまだ見ておりません。当然県が出されてない以上は見れないんですけども、当然公に出されたときには私どもにも見せていただいて、一緒になって全線復旧というところに邁進していけたらと思っております。よろしく願います。

最後の質問になりますけども、町長のマニフェストにありますけども、この中に都市圏アクセス30分台構想実現、いわゆる接続強化について町長にお尋ねしたいかと思えます。

この接続強化につきましては、南阿蘇村、現職の吉良村長も前回の選挙公約の中に南阿蘇鉄道の全面復旧に向け邁進、肥後大津までの乗り入れを視野に入れ、復興のシンボルとするという文面が書かれております。今のところ実際に乗り入れっていう部分につきまして、まだ私どもにもきちんとした話は来てはないんですけども、町長でもあり南阿蘇鉄道の社長でもある草村町長にお尋ねしたいかと思えます。私としましては、熊本県がこれからど

のような形で観光客を持ってくるとかとなりましたら、この度のコロナ禍ってということで、クルーズ船による大量のインパウンドの送客、これは当面見込めないと私は思います。

その中でどういう形で外国旅行客を入れるかってなれば、当然熊本空港、これを起点にする形が県としても当然していかざるをえないような形になろうかと思えます。その中で、肥後大津駅、熊本空港は空港ライナーが今も運行されてまして、実際ここは無料で運行されております。その中で空港から肥後大津駅、ドアトゥドアで、南鉄、そして南阿蘇、高森町にワンストップで送客する。これってというのは、すごく利にかなった今後の方針方策ではなかろうかと私は思っております。

そういう私の思いとはまた別に当然町長として思いがあろうと思えますので、接続強化、いわゆるこの都市圏30分台構想についてお尋ねしたいと思います。町長、よろしく願います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)後藤巖議員の御質問にお答えをいたします。都市圏アクセス30分台構想の高森町長としての思いというところでございます。熊本地震から4年経ちました。議員の皆様にも全面的に御賛同をいただいているアクセス30分台構想、つまり肥後大津まで乗り入れ、JR豊肥線との接続強化というところで。熊本地震から今言いますように4年経ちまして、地震の直後の5月から渾身の力で全力で生き抜くことなく頑張ってきた自負心がございまして、何かに変えてアピールするとか、何かはどこかで発言して表現を変えようとか、そういうことは一切いたしておりません。

そして高森町議会の議員の皆様を背負いながら、つまり町民の思いも背負いながら、1度も金の話もしたことはございません。つまり、必ずやり抜くというところで現状今日に至っていると。その思いは現職の高森町議会議員の皆様も同じだということでございます。ですので、接続強化に関しては県がどのような報告を出すのか、つまりこれは費用対効果の問題だったりするかと思えますが、その報告は私も知りません、詳しくは。ですのでしっかり報告があって以降、それをもとにまず検討委員会、服部副町長が出席なされます。検討委員会で検討していただきまして、田嶋副知事が会長であられる再生協議会で図ってその方

向性が出るのではないかというふうに思います。

現時点では議員がおっしゃるようにずっと震災直後からぶれることなく、議員さんと一緒にここまで来た。そして事故がなく復旧工事も進んでるということで、よりこれからやらなければいけないことに関しては、同じように全力で渾身の力を持ってやっていきたいというふうに考えております。

平成10年にこの阿蘇郡町村会及び議長会からJRに対し、それ以降平成10年以降長きにわたり、乗り入れ電化を要望されていることもございます。そしてこの件に関しては実現いたしておりませんので、ここしかチャンスはないというふうに思っております。

と同時に、蒲島知事の決断によってJR豊肥線も復旧いたします。本当に復旧するんだろうかという思いもありましたが、JR豊肥線を読んで字のごとく沿線を豊かに肥やすラインにするためにも、南阿蘇鉄道の存在価値が大変大きいものでございますので、今後とも議員の皆さんの御協力をよろしく願いを申し上げて、しっかり今後もやっていくという覚悟があるという思いを理解していただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)しっかり支援を私どももしていきたいと思っておりますので、再生協議会の中できちりまとめ上げていただけたらと思います。その中で、これは私もう時間がないので個人的な話にはなりませんけども、例えばJRが誇るななつ星、例えば立野に来たところで1両切り離してトロッコの機関車を持って高森駅間で運ぶとか、私も一般質問のときに一度自分の夢ということで肥後大津駅にトロッコ列車を置く。やはり夢のある今後っていうのも一緒に、当然着実に完全復旧に向けて進めていかなければいけない部分と、南阿蘇鉄道に対して夢を持つ、そういう部分、そういうところも当然町長は社長でもありますし、そして事務方も一緒になって南阿蘇鉄道の未来というところで話を進めていただけたらと思います。

これもちまして、私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長(後藤三治君)1番、後藤様君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時6分